

千葉市立小学校及び中学校通学区域調整検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 千葉市教育委員会は、千葉市立小学校及び中学校通学区域調整検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、千葉市立小学校及び中学校の通学区域の調整に関する事項について協議し、検討する。

(組織)

第3条 検討委員会は、学校教育部長、学校教育部学事課長及び教育総務部企画課長の職にある者並びに市立小学校長及び市立中学校長の各代表者により組織する。

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学校教育部長の職にある者をもって充て、副委員長は、学校教育部学事課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、学校教育部学事課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。